

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年3月8日（令和3年（行個）諮問第32号）

答申日：令和4年7月14日（令和4年度（行個）答申第5046号）

事件名：本人の労災請求に係る第三者行為災害調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年特定月日に発生した交通事故による業務災害に関し、特定労働基準監督署が調査した療養補償給付及び休業補償給付に関する調査復命書（第三者行為災害関係を含む）とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月6日付け大個開第2-437号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

過失割合と加害者の見解について全開示を求めます。使用目的は損害賠償の請求を行う裁判にて参考資料とする為です。

##### （2）意見書

この度の厚生労働大臣様の理由説明書について労災認定をいただいている当事者の立場からの考えを申し上げさせていただきます。

私は第三者行為による今回の労災事案については以下の対応が適切と考えます。

被害者と加害者の提出された報告内容は相方それぞれに対し全開示する必要があります。

理由は事故原因について当事者が正確な事実を提供しなければ安全運転の欠陥である過失部分がどちらにあるのかを判定する労災担当者には

しかるべき判断ができない筈と考えられるからです。

被害者側の見解を加害者が知る。

加害者側の見解を被害者が知る。

相方の納得合意と反対見解の修正を経て初めて労災担当者はより正確な過失判断ができるのではないのでしょうか？

この様な経過を私は体験しておりません。

私は今の現状を消化できない為黒塗り部分の開示を申し上げております。

少なくとも私には相手方に非開示して欲しいと思う事は何ひとつありません。

私が厚生労働省に期することは公正中立の立場で正確な判断をする組織であって欲しい事です。

その為には正確な報告を要求して頂きたいし、要求された当事者においても嘘偽りのない開示できない様な内容ではない報告をするべきです。

非開示と判断された部分には不利益な表示がされているとは考えておりますとの見解には疑問が発生します。

隠し立てをしないと考える当事者だからこそ報告書の提出に同意した訳です。

それを省庁サイドで憂慮されるのは逆に当事者相方にとって不利益と考えられます。

以上の事から未開示部分については再検討の上で対応頂く事をお願い申し上げます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件各審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年9月15日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年11月24日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日に発生した交通事故

による業務災害に関し、特定労働基準監督署が調査した療養補償給付及び休業補償給付に関する調査復命書（第三者行為災害関係を含む）とその添付書類」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の①、2の①、3の①、4の①、5の①、6、7の①、8の①、9の①及び10の①の不開示部分は、審査請求人以外の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3の④、5の②、7の②、9の③及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書2の②及び3の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書3の③、4の②及び11の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書3の④、5の②、7の②、9の③及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行

うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）文書4の②の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）新たに開示する部分について

文書1の②、3の⑤、5の③、8の②及び9の②の不開示部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年4月6日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和4年6月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分のうち、一部について不開示とした部分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番15

当該部分は、第三者行為災害調査復命書に記載された当該災害の当事者を示したアルファベットである。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、原処分ですでに開示されている文書1の1頁及び2頁並びに文書10の2頁の記載から推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

##### イ 通番20

当該部分は、調査結果復命書の添付資料の一部である被災者情報詳細・休業概要のうち、労働基準行政システムの被災者情報詳細画面を印字したもので、当該画面の共通情報の「規模」欄に特定事業場の常時労働者数を示す出力コードが記載されている。

当審査会事務局職員をして特定事業場のウェブサイトを確認させた

ところ、特定事業場の従業員数が公表されていることが確認できた。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番1，通番2，通番4，通番8，通番10，通番12，通番13，通番15，通番16及び通番18は、第三者行為災害調査復命書に記載された氏名，第三者行為災害届の添付書類に記載された氏名及び印影，第三者行為災害報告書（調査書）に記載された氏名，生年月日，住所，郵便番号，電話番号，職業，勤務先，所在地及び代表者職氏名，第三者行為災害報告書の提出依頼文書に記載された氏名，損害賠償等につき回答に記載された職氏名，署名及び印影，第三者行為災害調査復命書に記載された氏名並びに聴取書に記載された特定会社名及び職氏名等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、法14条2号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番7，通番11，通番14，通番17及び通番19は、第三者行為災害報告書（調査書）に記載された審査請求人以外の関係者からの報告内容，損害賠償等につき回答に記載された特定会社による過失割合に対する意見及び判断の根拠並びに聴取書に記載された特定会社の担当者からの聴取内容である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労

災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番3及び通番5

当該部分は、第三者行為災害届に押印された特定事業場の代表者の印影及び第三者行為災害報告書（調査書）に押印された特定事業場の代表者の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6

当該部分は、第三者行為災害報告書（調査書）に記載された特定事業場の業務内容に関する情報であり、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番9のうち、損害賠償等につき回答に記載された特定事業場の業務内容に関する情報であり、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウ（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分のうち、損害賠償等につき回答に特定会社による過失割合に対する意見及び判断の根拠が記載されている。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

		2 原処分における不開示部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法 1 4 条各号該当性	通番	
文書 1	第三者 行為災 害調査 復命書 ①	① 2 頁氏名	2 号	1	—
		② ①以外の不開示部分全て	新たに開示	—	—
文書 2	第三者 行為災 害届	① 6 頁氏名及び 印影並びに 7 頁印 影	2 号	2	—
		② 3 頁事業主印 影	3 号イ	3	—
文書 3	関係資 料①	① 1 頁項番 1 の 記入欄（性別及び 生年月日の数字以 外の部分を除く。）及び 3 頁宛 名	2 号	4	—
		② 2 頁事業主印 影	3 号イ	5	—
		③ 2 頁事業主記 入欄（②を除く。）	3 号イ	6	—
		④ 1 頁及び 2 頁 選択・記入欄（項 番 2 及び未記入欄 を除く。）	2 号, 7 号 柱書き	7	—
		⑤ ①ないし④以 外の不開示部分全 て	新たに開示	—	—
文書 4	損害賠 償等に つき回 答①	① 1 頁職氏名及 び印影	2 号	8	—
		② 4 頁不開示部 分	3 号イ, 7 号柱書き	9	—
文書 5	関係資 料②	① 1 頁項番 1 の 記入欄（性別及び 生年月日の数字以 外の部分を除く。）、報告人氏 名及び印影並びに 2 頁宛名	2 号	1 0	—

		② 1 頁記入欄 (①を除く。)	2 号, 7 号 柱書き	1 1	—
		③ ①及び②以外 の不開示部分全て	新たに開示	—	—
文書 6	損害賠償等につき回答②	1 頁職氏名及び印影	2 号	1 2	—
文書 7	損害賠償等につき回答③	① 1 頁氏名, 署名及び印影 ② 1 頁項番 5	2 号 2 号, 7 号 柱書き	1 3 1 4	—
文書 8	第三者行為災害調査復命書 ②	① 1 頁項番 1, 2 頁 1 行目ないし 4 行目及び 3 2 行目不開示部分 ② ①以外の不開示部分全て	2 号 新たに開示	1 5 —	1 頁項番 1, 2 頁 1 行目ないし 4 行目不開示部分 —
文書 9	聴取書 ①	① 1 頁不開示部分 2 行目, 3 行目及び 4 行目 1 文字目ないし 4 文字目 (③を除く。) ② 1 頁発信年月日, 不開示部分 4 行目 5 文字目, 5 行目 1 文字目, 2 文字目, 1 2 文字目ないし最終文字及び 6 行目 1 文字目 ③ ①及び②以外 の不開示部分全て	2 号 新たに開示 2 号, 7 号 柱書き	1 6 — 1 7	— — —
文書 10	損害賠償等につき回答④	① 1 頁署名及び印影 ② 1 頁項番 5 不 開示部分	2 号 2 号, 7 号 柱書き	1 8 1 9	— —
文書 11	調査結果復命書	1 4 頁不開示部分	3 号イ	2 0	全て

(注) 文書 5 の①及び 8 の①にかかる 2 欄の該当箇所の記載方法は, 当審査会事務局において整理した。